

各機関等が実施予定の研修について

今後広く研修は周知しますので、積極的にご利用ください。

		市内相談支援職 参加可能			
		・新★は新規で検討中			
		・該当する研修等が空欄となっている箇所は実施について継続して検討予定			
時期等	必要な知識等 （必要な研修）	該当する研修等	開催時期	主催・問い合わせ先	
OS 基盤（土台）となるものなの で、経験年数によらず反復して 学ぶことが必要な内容	倫理観	対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	傾聴技術	対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	判断、考えの言語化				
	ストレスマネジメント				
	権利擁護 （意思決定支援）	①公開講座（権利擁護支援者養成研修）※成年後見制度がテーマ	12月～1月	権利擁護支援センター	
		②権利擁護フォーラム	2月～3月	権利擁護支援センター	
		③終活研修	1月頃	権利擁護支援センター	
		④初任者向け権利擁護研修	6月頃	権利擁護支援センター	
		⑤毎年の基本研修としての実施		東山手高齢者生活支援センター	
	虐待	⑥新★虐待の研修と隔年等でできないか検討		地域福祉課	
		①虐待対応SV	月1回	権利擁護支援センター	
		②虐待対応従事者研修	8月	権利擁護支援センター	
		③障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修	9月	権利擁護支援センター	
④虐待防止関係の法定研修を共同化			東山手高齢者生活支援センター		
自己理解	⑤（障がいの者）虐待防止研修		障がいの者基幹相談支援センター		
	⑥行政等初任者向け権利擁護研修	11月頃	地域福祉課		
自己覚知	対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当		
AIの活用	対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当		
初任（１年目）	地域資源を知る	①地域支え合い推進員活動報告会		地域福祉課	
		②新★活動者交流会 ※（例）コミュニティスペースふらっと		東山手高齢者生活支援センター	
		③新★市内見学		高齢介護課	
		④対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	対人援助の基本的視点	対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	人事交流を兼ねた職場体験・見学・先輩 に同行訪問	①新★ワーカー業務を行う市職員が委託先等の職場を知る体験を行う	新人は10月頃、異動 者は６月頃	地域福祉課	
		②新★体験型職場交流会		東山手高齢者生活支援センター	
		他機関の役割を知る（つながる研修）	①福祉業務基礎研修	10月	地域福祉課
			②顔の見える交流会	10月	高齢介護課
			③新★多職種連携を知らう	10月	東山手高齢者生活支援センター
④春の重層まつり（重層研修）			4月24日	地域福祉課	
初任（２～３年目）	相手の仕事を知る→他機関調整	顔の見える交流会	10月	高齢介護課	
		新★他機関研修		高齢介護課	
	バイステック	対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	アセスメント	ケアマネジメント事例検討会		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	社会的孤立	対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	対人援助技術の基本	①事例検討会		ケアマネ友の会	
		②対人援助基礎講座		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	多機関連携の基本	①新★多職種連携交流会		東山手高齢者生活支援センター	
		②ソーシャルワーク（多職種連携）		障がいの者基幹相談支援センター	
		③春の重層まつり（重層研修）	4月24日	地域福祉課	
中堅Ⅰ（４～10年目）	ファシリテーション	①主任ケアマネの会		ケアマネ友の会	
		②基幹相談によるファシリテーション研修	昨年は12月	障がいの福祉課	
	地域づくり	①地域支え合い推進員活動報告		地域福祉課	
		②新★重層で検討		地域福祉課	
	多機関連携・協働（実践につなげる）	①実践を学ぶ：多機関協働支援会議（随時型）※ケースによる		地域福祉課	
		②視点を学ぶ：多機関協働支援会議（定例型）※参加支援+園地の視点を学 ぶ		地域福祉課	
中堅Ⅱ（11～19年目）	SV	①新★実践できるSV、気づきの事例検討会		ケアマネ友の会	
		②ケアマネジメント事例検討会		精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当	
	新人の育て方				
	関わり方				
	伝え方				
	チーム育成方法（まかせる勇氣）				
コーチング&リフレクション					
管理職（20年目～）	組織マネジメント				